

佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱

〔平成 8 年 4 月 1 日付け水第 65 号、水産局長通知〕

〔改正 平成 09 年 4 月 01 日付け水第 158 号、水産局長通知〕

〔改正 平成 12 年 4 月 03 日付け水第 20 号、水産局長通知〕

〔改正 平成 18 年 3 月 23 日付け水産第 010112 号、生産振興部長通知〕

〔改正 平成 20 年 4 月 3 日付け水産第 010023 号、生産振興部長通知〕

〔改正 平成 22 年 4 月 6 日付け水産第 3 号、生産振興部長通知〕

〔改正 平成 25 年 11 月 25 日付け水産第 1257 号、生産振興部長通知〕

〔改正 平成 27 年 3 月 9 日付け水産第 3133 号、生産振興部長通知〕

〔改正 令和 3 年 3 月 18 日付け水産第 3774 号、農林水産部長通知〕

〔改正 令和 5 年 2 月 7 日付け水産第 4235 号、農林水産部長通知〕

(趣旨)

第1条 知事は、沿岸漁業の振興を図るため、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業実施要領（平成 8 年 4 月 1 日付け水第 28 号、水産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、市町、漁業協同組合連合会及び漁業協同組合（以下「補助事業者」という。）が、漁業関連施設等の整備及び漁場環境等の改善を行う場合、又は市町が漁業関連施設等の整備及び漁場環境等の改善を行う漁業協同組合（以下「間接補助事業者」という。）に対し補助する場合、当該補助事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の補助対象者及び間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するにあたって、間接補助事業を行う場合は各間接補助事業者において、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（この補助金の交付の対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時においてこの補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、交付内示後1か月以内とし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則、要領及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事に承認を受けること。

ただし、別表に規定する重要な変更以外の変更については知事に報告し、指示を受けることとする。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事に承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(6) 補助事業者は、財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもつ

て管理するとともに、この補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 補助事業者は、財産については、処分制限期間内においては、財産管理台帳を設け、管理状況を明らかにしておかなければならない。
- (8) 規則第 22 条本文の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより、収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、第 2 号から第 8 号並びに第 7 条、さらに規則第 8 条、第 16 条、第 22 条の条件を付すこと。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項第 2 号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式 2 号のとおりとする。

(事業繰越の届出)

- 第 6 条 補助事業者は、補助対象事業の歳出予算の繰越しが必要となる場合においては、速やかに様式第 3 号による遅延届出書を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

- 第 7 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、補助事業者が第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(実績報告)

- 第 8 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。
- 2 補助事業者は、事業等の実施期間内において、県の会計年度が終了する場合は、補助金の交付決定のあった年度の 3 月末日までに様式第 5 号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、間接補助事業を行った場合は各間接補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、間接補助事業を行った場合は各間接補助事業者において、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた

額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金等に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

- 5 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1箇月以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

ただし、第2項の年度終了実績報告書を提出した場合は、事業完了後1箇月以内又は補助金の交付の決定のあった翌年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

- 6 知事は、必要に応じて現地調査により竣工の確認を行うこととする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができる。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第7号のとおりとする。ただし、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときの概算払の請求書は、様式第8号のとおりとする。

- 3 知事は、必要に応じて現地調査により出来高の確認を行うこととする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 市町等は、様式第11号により、毎年度の施設の管理運営状況を、翌年度の7月末日までに知事に報告しなければならない。また、報告は、当該施設に係る補助事業の終了の翌年度から起算して5か年とする。なお、管理運営状況報告書の報告期間の最終年度となる5年目の利用実績が事業計画の50%以下の施設については、継続して報告書を提出しなければならない。

- 2 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 3 規則第22条第1項第2号に規定する財産は、購入価格50万円以上の機械及び器具とする。

- 4 規則第22条で規定する財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過した財産(以下「長期利用財産」という)を処分しようとするときは、次の各号によることができる。

(1) 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、補助事業者が、長期利用財産処分報告書(様式第9号)を知事に提出することができる。この場合においては、知事による報告書の受理をもって、知事の承認があったものとみなす。

(ア) 自己の責任において処分しようとする財産と同等の機能を有する他の財産を新

たに確保し、補助事業を継続する場合

(イ) 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

(ウ) 県又は県内の市町への無償の譲渡又は貸し付けである場合

(2) 前号以外の場合にあつては、補助事業者は長期利用財産処分承認申請書（様式第 10 号）により、知事に申請し、その承認を受けるものとする。

附則

この要綱は、平成 8 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 12 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 18 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業の事業種目及び補助率

事業種目	事業主体	対 象 経 費	補 助 率	重要な変更		補助金上限額
				事業費の配分の変更	事業の内容の変更	
1 小型魚礁 設置事業	市町 漁業協同組合	小型魚礁設置事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費	対象経費の欄に掲げる経費の1/2以内（ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）	補助事業者及び間接補助事業者ごとのそれぞれの対象経費の20%を超える増減	1 事業主体又は事業実施箇所の変更 2 事業実施箇所ごとの事業量の20%を超える増減 3 事業区分、施設区分又は、構造能力等の変更	補助事業 1 件につき 1 年度当たり 200 万円
	漁業協同組合	小型魚礁設置事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の欄に掲げる当該補助に要する経費の2/3以内又は、小型魚礁設置事業を行うに要する経費の内、知事が必要と認めた経費の1/2以内のいずれか低い額（ 〃 ）			
2 小 規 模 漁 場 改 良 事 業	市町 漁業協同組合	小規模漁場改廃事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費	対象経費の欄に掲げる経費の1/2以内（ 〃 ）	1 の事業と同じ	1 の事業と同じ	補助事業 1 件につき 1 年度当たり 200 万円
	漁業協同組合	小規模漁場改廃事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の欄に掲げる当該補助に要する経費の2/3以内又は、小規模漁場改廃事業を行うに要する経費の内、知事が必要と認めた経費の1/2以内のいずれか低い額（ 〃 ）			
3 漁 業 近 代 化 小 規 模 施 設 整 備 事 業	市町 漁業協同組合	漁業近代化小規模施設整備事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費	対象経費の欄に掲げる経費の1/3以内（ 〃 ）	1 の事業と同じ	1 の事業と同じ	補助事業 1 件につき 1 年度当たり 200 万円
	漁業協同組合	漁業近代化小規模施設整備事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の欄に掲げる当該補助に要する経費の1/2以内又は、漁業近代化小規模施設整備事業を行うに要する経費の内、知事が必要と認めた経費の1/3以内のいずれか低い額（ 〃 ）			
4 の り 養 殖 業 環 境 改 善 対 策 事 業	市町 漁業協同組合	のり養殖業環境改善対策事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費	対象経費の欄に掲げる経費の1/3以内（ 〃 ）	1 の事業と同じ	1 の事業と同じ	補助事業 1 件につき 1 年度当たり 850 万円
	漁業協同組合	のり養殖業環境改善対策事業に要する経費の内、知事が必要と認めた経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の欄に掲げる当該補助に要する経費の1/2以内又は、のり養殖業環境改善対策事業を行うに要する経費の内、知事が必要と認めた経費の1/3以内のいずれか低い額（ 〃 ）			

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業を実施したいので佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(別紙のとおり)

1 事業の目的（又は効果）

2 事業内容及び経費の配分

事業主体名	事業種目	事業量	事業費	対 象 事業費	対 象 経 費	県 費 補助金	県費補助金以外の額			受益 戸数	備考
							市町村 負 担	漁 協 負 担	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	戸	
計											

※注1 事業種目毎に記載すること。

注2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「消費税額及び地方消費税額を含む」とそれぞれ記入すること。

注3 「県費補助金以外の額」については、「対象事業費」に係る金額を記載し、「事業費」に係る金額（計算対象外経費）については、上段（ ）書きとすること。

3 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 〔本年度精算額〕	前年度予算額 又は 〔本年度予算額〕	比較増減 (△)	備 考
県 費				
市町村費				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 〔本年度精算額〕	前年度予算額 又は 〔本年度予算額〕	比較増減 (△)	備 考
計				

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 添付書類

(1) 交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- ア 事業実施位置図
- イ 計画設計書及び設計図
- ウ 誓約書
- エ その他（交付要綱等）

(2) 実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- ア 事業実施位置図
- イ 工事請負契約書（写）
- ウ 竣工検査調書（写）
- エ 精算設計書及び竣工図
- オ 事業の完成が確認できる資料（完成写真含む）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

（収支等命令者）様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け水産第 号により補助金交付決定の通知があった 年度
佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費
の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので佐賀県補助金等交
付規則及び佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添
えて申請します。

- (注) 1 金額の変更がない変更申請の場合は〔 〕の部分进行消去すること。
2 関係書類は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配
分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業遅延届出書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業について、下記の理由により年度内に完了しないため、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助対象事業が年度内に完了しない理由
- 2 補助対象事業の遂行状況

事業種目	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年　月　日までに 完了したもの		年　月　日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注 1) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業について、下記のとおり事業を実施したので佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

(注) 補助金交付申請書の様式に準じて記入する。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業の 年度における実績について、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業年度終了実績報告（別紙）
- 2 事業実施期間 (当 初) : 年 月 日から 年 月 日まで
(変更後) : 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 その他

別紙

事業年度終了報告書

1 収支の状況

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	収入済額	繰越額	備 考
県 費				
市町村費				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	支出済額	繰越額	備 考
計				

2 補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内遂行実績		進捗率 (B)/(A)	翌年度実施		完了予定年月 日
	事業費 (A)	県費 補助金	年度内支 出済額	概算払受 入済額		未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	%	円	円	

(注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

(注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

(注3) 繰越に際し、補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合

は、区分して記載し、年度内完了に係るものについては、補助金実績報告書と同様の関係資料を添付すること。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け水産第 号で交付決定の通知があった 年度佐賀県沿岸
漁業振興特別対策事業費補助金について、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要
綱の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1. 佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け水産第 号による額の確定通知額) | | |
| 2. 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3－2) | 金 | 円 |

(様式第 7 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け水産第 号で額の確定通知があった 年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

(注) 市町村以外にあっては、以下の振込先等を記載のこと

口座振込先銀行名及び本支店名	
口座の種類・番号	
口座の名義人（カナ）	

(様式第 8 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け水産第 号で交付決定の通知があった 年度佐賀県沿岸
漁業振興特別対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則
及び佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて請
求します。

記

請 求 額 金			円
内 訳	交付決定額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

(注) 市町村以外にあっては、以下の振込先等を記載のこと

口座振込先銀行名及び本支店名	
口座の種類・番号	
口座の名義人 (カナ)	

(注) 出来高により概算払いを請求するときは、別紙請求額計算書及び検査報告書 (又は申
請書) など出来高が確認できる資料 (出来高写真を含む) を添付すること

別紙

請 求 額 計 算 書

区 分	事業費	補助事業に要する経費	交付決定額 (県費補助金) (A)	既 受 領 額 (B)		今 回 請 求 額 (C)		残 高 (A)-[(B)+(C)]		事業完了 予定 年月 日	備考
				金額	出 来 高 (B)/(A)	金額	月日まで 出来高 (C)/(A)	金額	月日まで 出来高		
					%		%		%		
出来高確認者（市町等の職員） 職 氏名 印											

(様式第9号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

長期利用財産処分報告書

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により報告いたします。

記

1. 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分をおこなう理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

注 今後の利用方法等、具体的に記述すること

2. 処分対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、事業種目、所在、型式、数量等

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3. 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4. 処分予定年月日

5. その他参考資料

注 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容が分かる資料を添付すること。

別添

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の 利用計画	最近 3 年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去 5 年間の水産関係の補助事業等の申請状況 (申請中のものを含む。)

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(イ) 水産関係の補助事業等の当面の申請予定 (計画中のもの全てを記入)

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度	備考

(様式第 10 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

長期利用財産処分承認申請書

年度佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定により承認申請いたします。

記

1. 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分をおこなう理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

注 今後の利用方法等、具体的に記述すること

2. 処分対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、事業種目、所在、型式、数量等

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3. 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4. 処分予定年月日

5. その他参考資料

注 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容が分かる資料を添付すること。

別添

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の 利用計画	最近 3 年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去 5 年間の水産関係の補助事業等の申請状況 (申請中のものを含む。)

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(イ) 水産関係の補助事業等の当面の申請予定 (計画中のもの全てを記入)

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度	備考

(様式第 1 1 号)

〇〇年度 施設等管理運営状況

1. 事業の概要

(単位：円)

施設設置に係る事業名	年度沿岸漁業振興特別対策事業		
事業種目		総事業費 うち	
事業内容		補助対象 事業費	
事業実施主体		県費	
施設の所在地		市町費	
取得・整備年度		その他	

2. 施設の利用状況

項目	実績

(注)

(1) 項目の欄は、利用者（隻）数、利用日数、取扱（生産）数量等利用状況が極力数値化できるものを選定すること。

(2) 実績の欄は、選定項目を極力数字で記入すること。

3. 事業の効果

計画	実績

(注)

(1) 計画の欄は、事業実施計画時の内容を記入すること。

(2) 実績の欄は、実際の事業効果等を記入すること。